

療養の給付と直接関係ないサービス等について（案）

標記については、これまで、「保険医療機関等において患者から求めることができる実費について」（平成12年11月10日保険発第186号保険局医療課長・歯科医療管理官通知）（別紙1）により、取り扱われてきたところである。

今般、昨年末のいわゆる「混合診療」問題に係る基本的合意を踏まえ、患者から実費徴収が認められるサービス等について改めて整理するため、3月22日まで厚生労働省ホームページにおいて、意見募集を行ったところ（別紙2）、最終的に40件の意見（別紙3）が寄せられた。

寄せられた意見について、以下のように分類して議論してはどうか。

1 実費徴収を認めてよいと考えられるもの

以下の事項（別紙4）については、実費徴収が認められるものとして、新たに通知上明示することとしてはどうか。

(1) 日常生活上必要なサービスに係る費用

- ・ ゲーム機、パソコン（インターネットの利用等）の貸出し
- ・ M D、C D、D V D各プレイヤーの貸出し及びそのソフトの貸出し
- ・ 患者図書館の利用料
- ・ 尿とりパット、腹帯、T字帯

(2) 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用

- ・ 産業医が主治医に依頼する職場復帰等に関する意見書等
- ・ 外国人患者が自国の保険請求等に必要な診断書等の翻訳料

- ・ 生命保険等に必要な診断書等の作成代

(3) 診療報酬点数表上実費徴収が可能ものとして明記されている費用

* 特に意見等なし

(4) 医療行為ではあるが疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用

- ・ 入院中のインフルエンザ等の予防接種
- ・ 治療中の美容形成（しみとり）
- ・ ニコチネルTTS処方

(5) その他

- ・ 保険薬局における患家への調剤した医薬品の持参料
- ・ 日本語を理解できない患者に対する治療内容や看護内容の説明の際ににおける通訳
- ・ 聴覚障害者のための手話・通訳
- ・ 院内併設プールやフィットネス施設で行なうマタニティスイミングや軽度の肥満患者に対する減量トレーニングに係る費用

2 実費徴収を認めるべきではないと考えられるもの

別紙5のとおり

3 引き続き検討が必要であると考えられるもの

別紙6のとおり